

岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（令和5年岡垣町条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 条例第6条の規定による事前協議は、岡垣町太陽光発電事業事前協議書（様式第1号）により行うものとする。

(周辺関係者への説明)

第3条 条例第7条第3項の規定による報告は、岡垣町太陽光発電事業事前周知結果報告書（様式第2号）により行うものとする。

(事業計画の届出)

第4条 条例第8条第1項の規定による届出は、岡垣町太陽光発電事業計画届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による届出は、岡垣町太陽光発電事業計画変更届出書（様式第4号）により行うものとする。

(設置工事完了の届出)

第5条 条例第9条の規定による届出は、岡垣町太陽光発電施設設置工事完了（中止）届出書（様式第5号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第6条 条例第10条第1項の規定による届出は、岡垣町太陽光発電事業廃止届出書（様式第6号）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、岡垣町太陽光発電事業廃止完了届出書（様式第7号）により行うものとする。

(承継の届出)

第7条 条例第12条第3項の規定による届出は、岡垣町太陽光発電事業承継届出書（様式第8号）により行うものとする。

(助言、指導又は勧告)

第8条 条例第15条第1項の規定による助言若しくは指導又は同条第2項に

よる勧告は、岡垣町太陽光発電事業に関する助言・指導・勧告書（様式第9号）により行うものとする。

（命令）

第9条 条例第17条第1項の規定による命令は、岡垣町太陽光発電事業に関する命令書（様式第10号）により行うものとする。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。